

北海道胆振総合振興局告示第2号

## 公 告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続を実施する。

令和5年(2023年)1月16日

北海道胆振総合振興局長 谷内 浩史

## 1 企画提案に付す事項

## (1) 事業名

令和4年度胆振管理区協定販売事業

## (2) 事業の目的

道有林野森林整備を推進するため、素材生産者並びに製材工場等と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し道有林材の有効活用や木材の付加価値を高める加工・生産に取り組み道有林材の需要や販路の拡大を図ることを目的とする。

## (3) 対象地域

勇払郡むかわ町穂別稲里 胆振管理区40林班ほか(図面参照)

## (4) 協定森林

年度	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m3)	備考
令和4年度 (2022年度)	40-51	1.64	トマツ	間伐	337	117	
	40-52	3.81	トマツ	間伐	855	283	
	40-54	1.64	トマツ	間伐	520	144	
	41-51	5.18	トマツ	間伐	633	314	
	41-52	1.70	アカゾマツ	間伐	176	63	
	41-53	2.34	トマツ	間伐	304	144	
	41-54	1.60	トマツ	間伐	174	71	
	41-56	0.98	トマツ	間伐	217	91	
	41-59	3.01	トマツ	間伐	500	184	
	合計	21.90			3,716	1,411	
令和5年度 (2023年度)	41-55	3.51	トマツ	間伐	399	182	
	41-58	1.01	トマツ	間伐	98	144	
	41-60	0.26	トマツ	間伐	215	54	
	41-61	0.44	トマツ	間伐	63	35	
	41-63	3.12	トマツ	間伐	537	170	
	41-69	1.22	トマツ	間伐	171	61	
	43-59	3.28	トマツ	間伐	637	230	
	43-60	5.45	トマツ	間伐	822	312	
	合計	18.29			2,942	1,188	
令和6年度 (2024年度)	41-65	3.00	トマツ	間伐	494	173	
	41-66	6.16	トマツ	間伐	1,233	453	
	44-46	1.89	トマツ	間伐	286	89	
	44-53	9.54	トマツ	間伐	1,226	511	
	合計	20.59			3,239	1,226	

注) 立木伐採量は、上木を含む。

## (5) 協定期間

協定締結の日から令和7年(2025年)3月31日まで

## 2 企画提案に参加する者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (2) 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」(昭和 48 年4月2日付け局総第 112 号副出納長通知)第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。
- (3) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」(平成4年9月 11 日付け局総第 461 号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通知)第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 北海道林業事業体登録実施要綱(平成 24 年8月 27 日付け林業木材第 651 号林業木材課経営育成担当課長通知)第3の規定による資格を有していること。
- (7) 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。

## 3 手続等

### (1) 担当部局

名 称 北海道胆振総合振興局森林室 森林整備課 担当:主査(販売)

所 在 地 苫小牧市矢代町3丁目1-18 (〒053-0803)

電話番号 0144-72-5127 ファクシミリ 0144-74-0754

### (2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 5 年(2023 年) 1 月 31 日(火) 15:00 必着

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出書類 別記4号様式に定める「企画提案書」

エ 提出方法 持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれか)により、1 部を提出

### (3) 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し

ア 期間 令和 5 年(2023 年) 1 月 31 日(火)まで

イ 場所 (1)に同じ

### (4) 現場説明

積雪のため、現場説明は行いません。

## 4 参加資格及び企画提案書の審査

企画提案に参加する者の資格を審査するとともに、当該資格があると認められる者が提出した企画提案書を審査する。

## 5 最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容及び直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売の実績評価について審査し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。審査結果は、企画提案者全員に通知するとともに、道のホームページ等により公表する。

## 6 協定締結

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「協定販売に関する協定書」(別記第6号様式その1)に従って協定を締結する。

## 7 売買契約の締結

胆振総合振興局長等は、前項の協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。なお、当該売買契約書に用途指定の特約を付す場合がある。

## 8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した企画提案書は、無効とする。
- (3) 詳細は、別添の企画提案説明書による。